

甲府市低入札価格調査実施要綱新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(低入札価格調査基準価格の設定基準)</p> <p>第3 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める工事の予定価格算出の基礎となった額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>(1) 下記(2)、(3)以外の工事</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事</p> <p>ア 直接工事費（機器費を除く。）の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費と機器間接費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>オ 機器費の額に10分の9.07を乗じて得た額</p> <p>注) 機械設備工事、下水道の機械設備工事及び電気設備工事において</p>	<p>(低入札価格調査基準価格の設定基準)</p> <p>第3 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める工事の予定価格算出の基礎となった額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>(1) 下記(2)、(3)以外の工事</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事</p> <p>ア 直接工事費（機器費を除く。）の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費と機器間接費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>オ 機器費の額に10分の9.07を乗じて得た額</p> <p>注) 機械設備工事、下水道の機械設備工事及び電気設備工事において</p>

は、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。

(3) 営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）

ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長は予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において調査基準価格を定めるものとする。

(調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係わる措置)

第14 第11の規定により決定された落札者が、調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)～(3) 略

(4) 予定価格が、3,000万円以上の工事にあつては、前金払を請負代金額の10分の2以内とし、甲府市建設工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

ア 第34条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に読み替える。

イ 第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の

は、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。

(3) 営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）

ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長は予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において調査基準価格を定めるものとする。

(調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係わる措置)

第14 第11の規定により決定された落札者が、調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)～(3) 略

(4) 予定価格が、5,000万円以上の工事にあつては、前金払を請負代金額の10分の2以内とし、甲府市建設工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

ア 第34条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に読み替える。

イ 第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の

6」を「10分の4」に読み替える。

ウ 第34条第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

6」を「10分の4」に読み替える。

ウ 第34条第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。